

公益社団法人 砥粒加工学会
砥粒加工学会シニア会規程

2021 年 12 月 17 日理事会制定

第 1 条（総則）

公益社団法人砥粒加工学会（以下、本会）は、以下に定めるシニア会を設置することができる。

第 2 条（目的）

シニア会は会員相互の親睦・交流ならびに情報交換を図ると共に、学生・生徒や技術者への協力・支援を通して、シニアの持つ経験、技術、知恵の継承に努めることにより、一般社会への啓発・情報発信、地区部会活動や会員増強など本会の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条（会員資格）

定年退職した 65 歳以上の個人会員で、シニア会に登録した者をもってシニア会会員とする。賛助会員企業の社員でも、登録時に個人会員資格を有して登録できる。

第 4 条（講習会等の参加費の扱い）

前項目的を達成するため、本学会および地区部会が主催する講演会、大会にあたっては、別途定められるシニア参加費で聴講できる。ただし、聴講以外の有料サービス、専門委員会の主催する講演会は対象外とする。

第 5 条（活動）

シニア会は前項の目的を達するために次の活動を行うことができる。

- (1) 学生、学生会、技術者等との交流会の開催。
- (2) 本学会、地区部会、次世代モノづくり技術研究会等の要請による講師等の積極的な派遣
- (3) シニア交流会の企画・開催
- (4) 小・中・高校生等の理工系教育支援
- (5) もの造り人材育成支援など社会貢献、中小企業に対する経営・技術支援
- (6) その他シニア会の目的に沿う活動

第 6 条（組織）

シニア会は、活動実施のため運営委員会を設ける。

- 2 理事会への活動報告は満足度向上委員会委員長が当たる。

第 7 条（運営委員会）

運営委員会は委員長 1 名、副委員長若干名、幹事 1 名、運営委員若干名で構成し、理事会との連絡役として別途、担当理事（満足度向上委員会委員長） 1 名を加える。尚、当該委員長をシニア会会長、副委員長をシニア会副会長と称することができる。

2 運営委員は担当理事を除いて、シニア会会員の中から総務部会の推薦に基づいて選出する。

3 委員長は運営委員の互選により、副委員長・幹事は運営委員より委員長の指名により選出する。

4 運営委員の任期は、原則 1 期 2 年とする。

第 8 条（事業年度）

シニア会の事業年度は、1 月 1 日から 12 月末日までとする。

第 9 条（活動計画・活動報告）

シニア会は当該年度の活動計画(予算含む)および活動報告(決算含む)について、担当理事を通して理事会に諮り承認を得るものとする。

第 10 条（実務組織の設置）

事業に応じて実務組織をおくことができる。その構成員は、運営委員会によりシニア会会員の中から選出する。

第 11 条（活動経費）

本部からの交付金および事業収入で支弁し、残額は本部会計に組み入れる。

第 12 条（契約形態）

特定団体・企業等との間で契約が必要となる場合の取り扱いは以下を原則とする。

(1) シニア会会員が特定団体・企業等の技術課題解決等の支援を行う場合は、本会はマッチングを行うのみとし、会員個人と特定団体との間で個別に契約するものとする。

(2) 講習会(出前講座)や受託事業等において、特定団体・企業等との契約が必要となる場合は本会で契約することとし、案件に関して理事会の承認を得る。

第 13 条（本規程の変更）

本規程を変更しようとするときは、総務部会の同意を得て、理事会の承認を得ることとする。